

絵図をつくる人びと
一元禄9（1696）年、野中村・玉江村畔道論所絵図
からー

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-10-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/00028836

絵図をつくる人びと

一元禄9(1696)年、野中村・玉江村畔道論所絵図から

教育学部社会系教育講座

教授 長谷川裕子

HASEGAWA Yasuko

生年：1972年 出身：千葉県
専門：日本中世史(戦国時代から江戸時代前期の村・民衆生活に関する研究)
コロナ禍で始めたこと：宅トレ・DIY・Zoom 飲み会

旅であれ、買い物であれ、散歩であれ、人がどこかへ移動する際に必要となるアイテムが地図である。GPS衛星の発達によって、現在では行きたい場所の正確かつ詳細な位置は、タブレットやスマートフォン、カーナビなどのデジタルツールによって瞬時に確認できる。あらかじめ紙の地図を準備するなどの煩わしさから解放され、しかもカーナビはもちろん、スマホの地図アプリには音声ガイド機能も付いているため、案内に従って進むことであまり道に迷うということもなくなったといえる(地図を読むことが苦手な人は、それでも迷うこともあるようだが)。

とはいえ、やはり地域の細かい情報や地形的な特徴を知るためには、それ相応の地図を参照することが不可欠である。例えば、**歴史研究**においては、地域の歴史を紐解くために現地のフィールドワークを行うが、その際には**地形図**や**住宅地図**は必須であるし、さらには**明治期に作られた地籍図**や**江戸時代の村絵図**などがあれば、地域の歴史的風景を復元するための有効な手がかりとなる。**地籍図**とは、明治政府が近代化政策の一環として行った土地の税制改革(地租改正)において、土地の証書となる地券の発行に備えて作成された地図である。一筆ごとの土地を測量して面積を確定し、道や川、地番や地目(土地利用の種類)が村及び小字単位でまとめられた「**村限図**」「**字限図**」と呼ばれる地図の総称で、**明治初期**には数度にわたって全国的に**地籍図**が作成された。なかでも、明治5(1872)年の地券発行のため、約600分の1という縮尺で描かれた「**壬申地券地引絵図**」(地券取調総絵図)は、なかには6畳間には入りきらないほど大きなサイズのものもある。これらの地籍図は、現在では各地の役所や法務局に保管されているほか、地域の

公民館など、地域の人びとによって大切に保管されているものも多く、江戸時代の村の様子を知るための格好の資料として利用されている。

福井大学附属図書館が所蔵する「小島家文書」のなかにも、小島家の居村であった野中村(坂井市三国町野中)とその周辺の**地籍図**が複数残されている。例えば、明治5年11月に作成された「野中村絵図」(2404号文書。以下、「小島家文書」については目録番号のみを示す)には、一筆ごとの土地の区画とその地番、土地利用の様子が細かく書き込まれている。

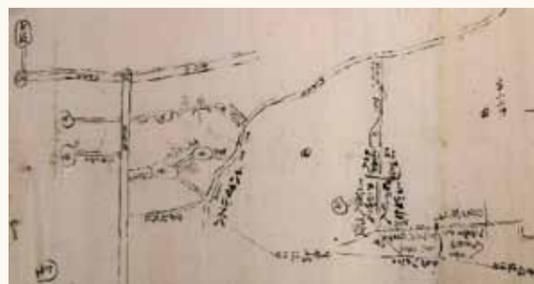


国土地理院地形図(電子地形図 25000より)

現在の**地形図**と比較してわかるように、野中村のおおよその区画は、江戸時代以来さほど変化はみられない。

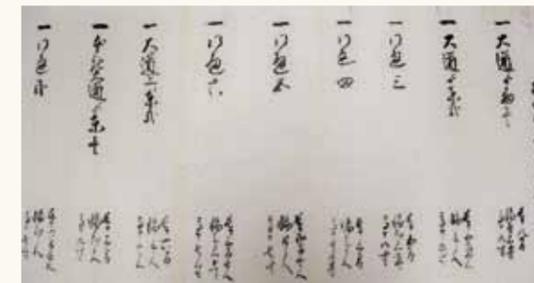
地籍図に赤で囲った部分は「宮地」と書かれていて、現在の地形図にもほぼ同位置に春日神社が祀られている。灰色に塗られた屋敷地も、現在の地形図のオレンジ色の部分に相当することから、ほぼ集落の位置は動いていないことが分かる。また、地籍図からは、現状より土地が細かく区割りされていたことも確認できる。現在は**圃場整備**が行われ、大きな区割りの田地となっているが、江戸時代には屋敷地以外の土地は「**田**(黄色)」「**畑**(緑色)」「**葦野**(茶色)」など、**多様な土地利用**が行われていた。特に、南西にまとまって茶色で塗られている「**葦野**」には、葦が生育していたと考えられるが、葦は河川や湖沼などの水辺に群生することから、この区画は水を多く含む湿地であったことが予想される。葦は、葦簀というすだれに加工されるほか、田地の敷き草や稲の肥料として用いられていたことから、田地や畑の肥料として育てられていたのかも知れない。このように、地籍図は昔の**村の人びとの暮らしや景観を視覚的に蘇らせ、私たちの想像をかきたてる魅力的な資料**といえる。

では、江戸時代の人びとは、どのような時に絵図を作っていたのだろうか。絵図が必要となる場面はいろいろあるが、現存する絵図のなかには、**もめごとや訴訟のための参考資料**として、あるいは**解決した相論の結果を後世に伝えるための記録資料**として作成されたものも多い。「小島家文書」に「野中村・玉江村畔道論所一件」(2405)として一括されている文書のなかには、元禄9(1696)年に野中村と玉江村との畔道をめぐる**相論の際に作られた絵図**が含まれている。



野中村の庄屋・長百姓等の主張によれば、野中村と玉江村の間にある畔道の上に、玉江村が「**置土**」をするので、洪水の際に野中村に水があふれてしまい、困っているという。畔道を高くしてしまうと、野中村に集まった水を周辺に逃がすことができなくなるのであろう。対する玉江村は、畔道は田畑への肥やしとなる草を生やし、また牛馬が通る道でもあるので置土などはしていないと主張したため、両者の争いは越前国の幕領において野中

村の小島家と同様に大庄屋を務めた大牧村と米納津村の組頭が仲裁に入り解決することになったようで、双方の庄屋・長百姓とともに畔道を逐一検分した記録も残されている。



この文書によれば、彼らは野中村の西側から東に向けて歩き、各畔道の長さ・幅・高さを計測していることがわかる。元禄9年5月9日に作成された上記の文書は、検分後に作成されたと考えられるが、この文書を作成するために**検分時に現地に持って行ったのが先ほどの絵図**である。あらかじめ描かれた絵図を持ちながら現地を歩き、そこに畔道の長さ・幅・高さを書き込んだようで、絵図には筆跡の乱れた文字が記されている。結局、この相論は同年10月4日に双方の庄屋・長百姓等が署判し、検分した時の畔道の状態を維持することで和解したが、この絵図の写しが弘化4(1847)年7月にも作成されていることからわかるように、**相論の結末を村人たちに長く伝えていくための重要な証拠**として絵図が大事にされていたことがわかる。なお、野中村と玉江村とは、実は貞享5(1685)年6月にも畔道をめぐって相論となっていた。この時は、玉江村が新道を造成したことについて、野中村から幕領代官に訴訟が提出され、近隣五ヶ村(楽円村・竹松村・今市村・角屋村・藤沢村)に仲裁(内済)が命じられたようである。

このように、絵図は事の顛末を記した文章だけではわからない**昔の人びとの暮らしを立体的に見せてくれる、歴史研究の重要なアイテム**なのである。

小島家文書とは

越前国坂井郡野中村(現在の坂井市三国町)の大庄屋であった小島家に伝わる江戸時代中・後期を中心とした文書群。6,000点以上あり、年貢の実務、農業日誌、百姓の実生活など越前の近世史を如実に語る素材でもあります。資料閲覧には許可が必要ですが、デジタル版をホームページ上で公開しています。